

一く山活第2号  
2025(令和7)年4月28日

球磨村長  
松谷浩一様

一般社団法人くまむら山村活性化協会  
代表理事 富永知敬  
役員・従業員一同

### 球磨総第252号にある根拠について及び公開質問状に対する再々回答のお願い

球磨総第252号 「貴法人に係る公開質問状への回答について」に、「先般以来、回答依頼をいただいておりますが、如何なる根拠をもって村への責任があるとおっしゃっているのか不明であると考えております。」と一文のみの回答をいただきました。

何故、このような一文のみの回答になるのか、誠意の見られない回答に終わるのか、ただただ不思議でなりません。

さきの文書で私たちは、「公開質問状への村長からの回答によって、本事態に至った問題の背景と責任の所在が明らかになり、法人の解散・清算やその後の人間関係に禍根を残さずに解決できる道すじが拓けます。」と記しました。これに対して「如何なる根拠をもって村への責任があるとおっしゃっているのか不明である」と返答がなされるのでしょうか。物事の道理、道筋、ただ私たちは責任の所在をはっきりさせていただきたいだけです。

質問⑧⑨⑩は、調停合意文書の回覧、謝罪の意思、調停時の約束事の確認に関するものですから、村ではなく村長ご本人でしか答えることができません。私たちの質問の根拠は、3月議会での村長の回答、新聞記事、議員や調停立会人等の証言等があります。

つきましては、公開質問状の人権に係る質問⑧⑨⑩に対して、ほかの質問よりさきに回答をいただきたくお願いいたします。

先に問題点の解決がなされなければ先に進むことが出来ません。

5月7日までに本状に対する村長ご自身による回答文書をお願いいたします。今後において、ほかの7つの質問についても今回のような根拠を示して再度の回答依頼をお願いすることになります。電話による回答、問い合わせ等は無用です。公文書にてお願いいたします。

以上